第七十条の七の三第一項中「を受ける特例受贈非上場株式等」を「に係る特例受贈非上場株式等」に改め、同条第二項中「の適用を受けた同項の」を「により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる同項に規定する」に改める。

第七十条の七の四第二項第一号イ中「をいう」の下に「。ヘにおいて同じ」を加え、同号ハを次のように改める。

ハ　会社等（当該会社及び当該会社と政令で定める特別の関係がある会社（以下この項において「特別関係会社」という。）をいう。ニにおいて同じ。）の株式等が、非上場株式等に該当すること。

第七十条の七の四第二項第一号ホ中「会社等」を「会社」に改め、同号ヘ中「ホまで」を「へまで」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ　当該会社の特別関係会社が会社法第二条第二号に規定する外国会社に該当する場合（当該会社又は当該会社との間に支配関係がある法人が当該特別関係会社の株式等を有する場合に限る。）にあつては、当該会社の常時使用従業員の数が五人以上であること。

第七十条の七の四第二項第四号イ中「価額」の下に「（当該特例相続非上場株式等に係る認定相続承継会社又は当該認定相続承継会社の特別関係会社であつて当該認定相続承継会社との間に支配関係がある法人（以下イにおいて「認定相続承継会社等」という。）が会社法第二条第二号に規定する外国会社（当該認定相続承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定相続承継会社等が当該株式等を有していなかつたものとして計算した価額。ロにおいて同じ。）」を加え、同項第五号中「開始の日」の下に「の翌日」を加え、同項第六号イ中「起算して」を削り、同号ロ中「適用に係る」を「適用を受ける」に改め、「部分」の下に「の額」を加え、同条第七項第一号及び第二号中「第一項の規定の適用を受けようとする」を削り、同項第三号中「第一項の規定の適用を受けようとする」を削り、「第二項第一号イ」を「同項第一号イ」に改め、同条第八項中「受けようとする」を「受ける」に、「当該相続」を「同項の相続」に改め、同条第十一項中「規定は、」の下に「経営相続承継受贈者が」を加え、同条第十二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第十六項及び第十七項中「第一項」とあるのは「第七十条の七の四第一項」と、「経営承継相続人等」とあるのは「経営相続承継受贈者」と、「経営承継期間」とあるのは「経営相続承継期間（第七十条の七の四第一項の規定の適用を受ける経営相続承継受贈者に係る贈与者が当該経営相続承継受贈者に係る前条第二項第六号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合にあつては、当該経営贈与承継期間）」と、「特例非上場株式等」とあるのは「特例相続非上場株式等」と、「認定承継会社」とあるのは「認定相続承継会社」と読み替えるものとする。

第七十条の七の四第十五項中「経営相続承継受贈者又は」を「経営相続承継受贈者又は同項の」に改める。

第四章中第七十条の十二の次に次の一条を加える。

（相続税及び贈与税の特例に係る修正申告書等の提出に係る罰則）

第七十条の十三　正当な理由がなくて第六十九条の三第一項若しくは第二項、第七十条第六項若しくは第七項、第七十条の二第四項又は第七十条の三第四項の規定による修正申告書又は期限後申告書をこれらの申告書の提出期限までに提出しなかつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

第七十一条の十六第一項中「放送法」の下に「（昭和二十五年法律第百三十二号）」を加える。

第七十三条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第七十五条中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「又は第四号」を削り、「第三号の」を「同号の」に改め、「若しくは第四号の施行再建マンションに関する権利の価額」を削り、同条第四号を削る。

第七十六条の見出しを「（特定農業法人が遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減）」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「農地法等施行日」を「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日（次条第二項において「農地法等施行日」という。）」に、「同条第二項」を「農地法第三十五条第二項」に改め、同項を同条とする。

第七十七条第一項中「、農用地」を「、同条第一項第一号に規定する農用地（次項において「農用地」という。）」に改める。

第七十八条を削り、第七十八条の二を第七十八条とする。

第八十条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項第一号中「増加（」の下に「これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分並びに」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二　合併による株式会社の設立又は資本金の額の増加　イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　資本金の額又は合併により増加した資本金の額のうち、合併により消滅した会社の当該合併の直前における資本金の額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分　千分の一

ロ　イに掲げる部分以外の部分（これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。次号ロにおいて同じ。）　千分の三・五

三　分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加　イ又はロに掲げる部分の区分に応じイ又はロに定める割合

イ　資本金の額又は分割により増加した資本金の額のうち、分割をした会社の当該分割の直前における資本金の額から当該分割の直後における資本金の額を控除した金額として財務省令で定めるものに達するまでの資本金の額に対応する部分　千分の一

ロ　イに掲げる部分以外の部分　千分の三・五

第八十条第二項中「前項（第一号に限る。）の規定は」を「銀行その他の政令で定める者が」に、「が行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の」を「（平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間にされた当該決定に係るものに限る。）による資本金の額の増加を行つた場合には、当該資本金の額の増加の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該」に改め、「当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本金の額の増加の」を削り、「ときについて準用する」を「ものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の三・五とする」に改める。

第八十条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項第五号中「取得」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同条第二項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十条の三を削る。

第八十一条第五項及び第六項を次のように改める。

5　株式会社が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新設分割又は吸収分割を行つた場合の第七十九条（第一号から第四号までを除く。）の規定の適用については、同条第五号中「合併」とあるのは「分割」と、同号イ中「千分の三」とあるのは「千分の二十三」とする。